

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年4月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600281号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700001号

第1 結論

請求期間について、当該期間のうち、請求者のA社における平成26年4月7日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額は〈別表1〉のとおりとする。

平成26年4月から同年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年4月から同年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、請求者のA社における平成26年10月1日から平成27年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額は〈別表2〉のとおりとする。

平成26年10月1日から平成27年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年4月7日から平成27年4月1日まで

私のA社における請求期間に係る厚生年金保険料について、国の記録の標準報酬月額に基づく保険料より高額な保険料が給与から控除されていたことが分かった。保管している請求期間の給与支払明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間における年金記録の訂正を請求しているが、訂正の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間のうち、訂正請求日において保険料を徴収する権利が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえて、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、請求期間のうち平成26年4月7日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、本件訂正請求日において保険料を徴収する権利が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、請求期間のうち同年10月1日から平成27年4月1日までの期間については、本件訂正請求日において保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

請求期間のうち、平成26年4月7日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成26年4月7日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から〈別表1〉のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間のうち平成26年4月7日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された上、年金事務所が保管する「平成26年算定基礎届受付簿」によれば、請求者に係る平成26年の定時決定における標

標準報酬月額が保険者による算定が行われていることから、事業主は、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、平成26年10月1日から平成27年4月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書により、標準報酬月額の定時決定の基礎となる平成26年4月から同年6月までの期間について、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により請求者に支払われたことが確認できる上、同年10月に支払われた給与において固定的賃金が増額し、引き続き3か月の報酬月額の平均額は標準報酬月額36万円に相当することが確認できることから、平成27年1月において標準報酬月額の随時改定が適用されることとなる。

したがって、請求者の平成26年10月1日から平成27年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額から〈別表2〉のとおりとすることが妥当である。

〈別表 1〉

記録訂正が必要な期間	訂正前の 標準報酬月額	訂正後の 標準報酬月額
平成 26 年 4 月 7 日から同年 5 月 1 日まで	9 万 8,000 円	19 万円
平成 26 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで	9 万 8,000 円	20 万円
平成 26 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで	9 万 8,000 円	17 万円
平成 26 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで	9 万 8,000 円	20 万円

〈別表 2〉

記録訂正が必要な期間	訂正前の 標準報酬月額	訂正後の 標準報酬月額
平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日まで	9 万 8,000 円	20 万円
平成 27 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで	9 万 8,000 円	36 万円

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600282号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700001号

第1 結論

昭和44年8月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年8月から昭和47年3月まで

私は、請求期間当時A大学の学生であり、B県C市に居住していたが、住所は実家であるD県E市に定めていた。そのため、昭和44年頃、実家に居住していた私の兄が、E市役所で私の国民年金の加入手続を行い、当該期間当時実家に住んでいた家族全員分の国民年金保険料と一緒に私の保険料についても納付書によりF郵便局で納付していた。

しかし、国の記録では、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の兄が請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、請求者の兄は、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付は、請求者の母親及び請求者の父親が経営していた事業所の女性従業員が行っていた旨陳述している。

また、請求者の兄が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に亡くなっている上、前述の従業員については所在が不明であることから、当該期間に係る保険料の納付状況等の詳細を確認することができない。

また、請求期間当時、国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、請求者に係る戸籍の改製原附票によれば、請求者は、請求者が20歳に到達した昭和44年*月*日から昭和47年4月4日までE市以外への

住所の異動が無く、当該期間に係る同市の国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムを確認したが、同市において、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録を確認しても、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況が不明である。

このほか、請求者の母親及び前述の従業員が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600289号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700002号

第1 結論

請求期間①から⑤までについては、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年4月から昭和56年3月まで
② 平成2年5月から平成3年3月まで
③ 平成4年5月から同年8月まで
④ 平成6年4月から同年11月まで
⑤ 平成9年5月から平成13年3月まで

請求期間①について、どのような手続を行ったか覚えていないが、当該期間当時居住していたA市において国民年金保険料の免除申請を行ったはずである。

請求期間②から⑤までについて、B市に居住しており、国民年金保険料の免除申請書をC社会保険事務所(当時)から自分で取り寄せ、当該申請書を郵便で提出したはずである。

しかし、国の記録では、請求期間①は国民年金の未加入期間とされ、請求期間②から⑤までは国民年金保険料の未納期間とされているので、各請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、当該期間当時居住していたA市において国民年金保険料の免除申請を行ったとしているが、具体的な提出方法や提出先についての記憶は無いとしている上、A市は、請求者の国民年金に係る資料は保管されていない旨回答している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の年金手帳は、平成2年9月21日に作成されたことが確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手

続は同年9月頃に行われたものと推認できる上、請求者が所持する年金手帳の国民年金に係る「初めて上記被保険者となった日」欄は、平成2年5月21日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致している。これらのことから、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の免除を申請することができない。

請求期間②から⑤までについて、請求者は、当該期間当時B市に居住しており、同市を管轄するC社会保険事務所に電話の上、国民年金保険料の免除申請書を取り寄せ郵便で同社会保険事務所に提出したと主張しているところ、当該期間当時は、保険料の免除の適用を受けるためには、毎年、市区町村に対して免除申請を行う必要があり、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に対し通知する取扱いとなっているが、請求者は、「毎年申請したかどうかについて覚えていない。申請すれば全て承認されると思っていた。承認又は却下通知を一度も受け取ったことは無い。」旨述べており、当該期間当時の免除申請の取扱いと符合しない。

また、オンライン記録及びB市から提出された請求者に係る「免除履歴」によると、請求者が請求期間②から⑤までの期間において国民年金保険料の免除申請を行った記録は確認できない。

請求期間②について、当該期間当時は、国民年金保険料の免除承認対象期間は、申請のあった日の属する月の前月からとされていたことから、前述のとおり請求者に係る国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成2年9月頃において、当該期間のうち一部期間は、制度上、保険料の免除を申請することはできない。

また、請求者は、請求期間②当時収入は無かった旨陳述しているが、請求者に係る雇用保険の「支給台帳全記録照会」によると、請求期間②のうち一部期間は、雇用保険の失業給付を受給していることが確認できることから、必ずしも国民年金保険料の納付が困難であったとする状況はうかがえない。

請求期間③について、オンライン記録によると、請求者に係る平成4年4月24日の国民年金被保険者の資格喪失及び同年5月16日の資格取得に係る入力処理は、平成6年5月26日に行われているところ、請求者が、平成4年度の国民年金保険料の免除申請を行っていた場合、当該入力処理を行うためには免除記録の取消処理を行う必要があるが、請求者の「免除記録変更履歴」には、当該取消処理を行った記録は確認できない。

また、請求期間③及び④について、B市の「国民健康保険被保険者資格記録」によると、請求者の同市における国民健康保険の加入記録は確認できない。

請求期間④及び⑤について、オンライン記録によると、請求者に係る平成6年4月1日の国民年金被保険者の資格取得、同年12月16日の資格喪失及び平成9年5月26日の資格取得に係る入力処理は、平成13年5月28日に一括して行われている

ることが確認できることから、当該入力処理が行われる時点までは、当該請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料の免除を申請することはできない。

また、請求期間⑤は47か月に及ぶ上、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、これだけ長期間にわたって行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

請求期間①から⑤までについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号検索システム並びに紙台帳検索システムで氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求期間が多数である上、請求者が請求期間①から⑤までの期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600293号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700003号

第1 結論

昭和56年12月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月から昭和60年3月まで

私は、昭和56年12月にA町役場(現在は、B市A総合支所)に婚姻の手続を行った際、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、請求期間当時行政区で集金を担当していた伯父に、私と同居していた夫と義父母の分を私が一緒に納付していたが、国の記録では、請求期間について私の分の保険料だけが未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年12月に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、自身の分と当該期間当時同居していた請求者の夫及び義父母の分を合わせて自身が納付していた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者に係る昭和56年12月2日の国民年金被保険者資格の取得に係る入力処理が昭和60年7月30日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年7月頃に行われ、昭和56年12月2日に遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、当該加入手続が行われたと推認できる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者が当該期間の保険料を同居親族の分と一緒に納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者に係る国民年金の加入手続が行われたと推認できる時点では、請求期間のうち昭和56年12月から昭和58年3月までの国民年金保険料は、制度上、

時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者に対して昭和 60 年 8 月 5 日に国民年金保険料の過年度に係る納付書が作成されたことが確認できるところ、当該納付書が作成された時点で、請求期間のうち、昭和 56 年 12 月から昭和 58 年 6 月までの保険料は、制度上、時効により納付できず、過年度納付の対象となる保険料は同年 7 月から昭和 60 年 3 月までの保険料のみであることを踏まえると、当該納付書は当該期間の保険料が未納であったために作成されたものと推認できる。

加えて、請求者に係る A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求期間の国民年金保険料を納付した記録は確認できず、補記欄に「60 年 4 月分から納付書発行 60. 7. 17」との記載があり、昭和 60 年 4 月以降の保険料は納付されている記録となっているところ、オンライン記録によると、同年 4 月及び同年 5 月の保険料は同年 7 月 30 日に納付されていることが確認できることから、前述のとおり、同年 7 月頃に国民年金の加入手続が行われたと推認できることを踏まえると、請求者に対し、同年 7 月 17 日に同年 4 月以降の納付書が発行されたことにより、請求者は同年 4 月の保険料から納付を開始したものと考えるのが自然である。

また、請求者によると、請求期間当時行政区で国民年金保険料の集金を担当していたとする伯父は、高齢であり、当該期間当時の状況についての聴取が困難であるとしている上、B 市は、当該期間当時の納付組織名簿等の資料が無く、請求者が主張する納付方法等について確認できない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600285号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700002号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年2月から同年6月まで
② 昭和44年7月から同年10月まで

私は、請求期間①についてはE市B地区に所在したF事業所に、請求期間②については同市G地区に所在したH事業所に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、各請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が主張する事業所の名称、所在地及び業種から、請求者が勤務していたとする事業所は、A社B店であると推認できるところ、請求者が同僚として名前を挙げた者と推認できる者の証言から、勤務期間は特定できないものの、請求者は同社同店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年4月1日であることが確認できるところ、事業主及び同社の社会保険業務を受託している社会保険労務士事務所の担当者は同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年4月1日であり、請求期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨回答している。

また、C社及び前述の社会保険労務士事務所の担当者は、請求期間①当時の資料

は無い旨回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間②について、H事業所を経営していたD社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から、勤務期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は、請求期間②に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を保管しているが、同通知書に請求者の氏名は確認できないことから、請求者の請求内容どおりの届出は行っていない旨回答している上、上記被保険者名簿によると、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、D社は、上記通知書のほかには請求期間②当時の資料は保管していない旨回答しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、事業主及び複数の同僚が請求期間②当時の社会保険事務の担当者として名前を挙げた二人は、所在が不明であることから、当該期間当時のD社における厚生年金保険の加入の取扱いについて確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿により、請求期間②にD社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち所在が確認できる22人に照会を行ったところ、19人から回答を得られたが、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。